

奄美市
第9期分別収集計画

令和元年5月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

第9期奄美市分別収集計画

1 計画策定の意義

はじめに

本市は、世界自然遺産の登録実現と資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクル化に努めております。平成17年度より開始した古紙類の資源回収・リサイクルで平成30年度においては、年間約113トンが収集され、資源ごみのリサイクルにより再商品化が図られております。これも市民の資源ごみリサイクルに対するごみ減量意識がもたらしたものと考えています。また、このような古紙回収の推進効果は、ピーク時であった平成18年度のごみ搬入量（汚泥を除く）19,919トンが平成30年度には17,240トンと2,679トンの減量が実現できたことにも現れております。

しかし、名瀬クリーンセンターの老朽化による修繕費の増加など、ごみ処理経費は大きな負担となっております。このような状況の中、資源ごみリサイクルにより将来のごみ処理経費の削減を目指しているところであります。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっていることから、資源循環社会の形成のためには、回収・資源化の方途をさらに拡充しなければなりません。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進は、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動の推進と「循環資源」を回収・資源化する方途の拡充

- ③ 再商品化の利用促進
- ④ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ⑤ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 対象品目

計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人口	42,051	41,599	41,147	40,695	40,243
スチール	303	300	296	293	290
アルミ	122	121	119	118	117
ペットボトル	46	46	45	45	44
無色びん	34	33	33	33	32
茶色のびん	29	29	29	28	28
その他のびん	34	33	33	33	32
ダンボール	593	587	580	574	567
他紙製容器	572	566	560	553	547
合計	1,733	1,715	1,695	1,677	1,657

※単位：人口は(人)、それ以外は(t)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であります。

①環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育や、出前講座による学校・自治会・町内会などへのごみ分別学習会を実施し、市民や事業者に対してご

み排出量の増大、最終処分場の状況、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらい、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発をこれまで以上に取り組み、浸透を図ります。

さらに、教育委員会と連携して、各学校での環境教育の充実を図り、低年齢期から環境に対する意識を醸成させます。

②販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

商店街等の協力を得て、ごみ減量PRに努め、繰り返し使用が可能なマイバック活用推進の啓発を行います。また、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用合理化の要請を行います。

③ごみ袋有料化

ごみ袋有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	不燃ごみ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	303 t		300t		296t		293t		290t	
主としてアルミ製の容器	122t		121t		119t		118t		117t	
無色のガラス製容器	(合計) 34 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 32 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	34 t	0 t	33 t	0 t	33 t	0 t	33 t	0 t	32 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	29 t	0 t	29 t	0 t	29 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t
その他ガラス製容器	(合計) 34 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 32 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	34 t	0 t	33 t	0 t	33 t	0 t	33 t	0 t	32 t	0 t
主としてダンボール製の容器	143 t		141t		140t		138t		137t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 46 t		(合計) 46 t		(合計) 45 t		(合計) 45 t		(合計) 44 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	0 t	46 t	0 t	46 t	0 t	45 t	0 t	45 t	0 t	44 t
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 71 t		(合計) 71 t		(合計) 70 t		(合計) 69 t		(合計) 68 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	0 t	71 t	0 t	71 t	0 t	70 t	0 t	69 t	0 t	68 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（平成30年度）の分別基準適合物等の一人当たり収集実績×予想人口

年度	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
人口	42955	42498	42041	41584	41127	40670	40213
増減		-457	-457	-457	-457	-457	-457

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として無色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として茶色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてダンボール製の容器	段ボール	奄美市及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類	奄美市及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主として無色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主として茶色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	指定ネット	平ボディ車	圧縮成型又はフレコンパック
主としてダンボール製の容器包装	段ボール	市販袋等	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類	市販袋等	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管

- 5 -

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

①地域団体との連携による協力体制の組織化

奄美ごみ減量リサイクル推進協議会や地域美化推進団体、エコマネー運営委員会などの地域団体との連携により、有効な諸施策の実現に取り組み、ごみ減量・リサイクル活動を推進します。

また、地域女性団体連絡協議会などの消費者団体や小売事業者等との懇談会を開催し、過剰包装の抑制に結びつけます。さらに簡易包装の協力店や商店街等との地域協定及び優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進します。市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政担当者、女性団体などと連携を図り、協力体制の組織化を進めていきます。

②事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項や実績を確認及び記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。

- 6 -